

# 仙台市農業委員会第16回総会議事録

I. 開催日時 令和元年9月30日(月曜日)午後1時30分から午後2時48分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江		8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (1人) 7 番 加藤 和彦

V. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第1号議案 新任委員の総会議席の決定について

第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第5号議案 農用地利用集積計画(案)について

第6号議案 農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について

5. 協議

(1) 総会等の日程変更について(案)

6. 報告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第3条の3の規定(相続)による届出

(4) 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知

(5) 売り渡し希望農地一覧表

(6) 仙台市農業委員会の長町区域農地利用最適化推進委員募集(欠員補充)について

(7) 第3回企画検討チーム会議報告(令和2年度農作業標準料金策定について)

(8) 農地全域現地調査会の実施について(案)

(9) 令和元年度農地パトロール(利用状況調査)の実施結果(修正)について

(10) 新任委員の調査委員会等の所属について

## 7. その他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

①調査委員会にあたらぬ農業委員への議案書（予定）の事前送付について

②ハクビシンについて

③令和元年度仙台市農業委員会視察研修会について

## VI. 農地利用最適化推進委員

庄司 善春 菊地 守 若生 宏明

## VII. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菅原 喜美男
農地係主任	伊藤 秀宣	農地係嘱託	庄子 尚

## VIII. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後1時27分)
司会：主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第16回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木会長から、ごあいさつをお願いします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
事務局：課長	新任委員紹介 では事務局から、佐藤昭幸委員の後任として、9月19日の第3回定例会の市議会の同意を得て農業委員に任命されました菊地郁夫さんをご紹介します。菊地委員は、太白区にお住まいで、仙台市の認定農業者になっているほか、仙台農協の理事もされています。任期はみなさんと同じ令和3年7月14日までとなります。各所属については後ほど報告いたします。 では、一言ご挨拶をお願いいたします。
菊地郁夫委員	挨拶
司会：主幹兼振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、議席番号7番加藤和彦委員から、欠席の届けがありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、18 番嶺岸若夫委員、19 番結城一吉委員を指名いたします。

議 長

議事に入ります。 (午後 1 時 32 分)

第 1 号議案新任委員の総会議席の決定について、を上程いたします。

総会における委員の議席は、仙台市農業委員会会議規則第 4 条の規定に、「委員の議席は、委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会においてくじで定める。ただし、委員に異議がないときは会長が定めることができる」旨の規定があります。いかがでしょうか。

(会長一任)

議 長

会長一任との声をいただきましたが、よろしいですか？

(異議なし)

議 長

異議がないと認めます。現在、11 番が欠番になっていますので、11 番でいかがでしょうか。ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第 1 号議案について、議席番号を 11 番とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 1 号議案新任委員の総会議席の決定については、11 番と決定いたします。

事務局 (内海)

(菊地委員の席移動及び名札を No. 11 にする)

(午後 1 時 33 分)

議 長

続きまして、第 2 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

それでは、調査委員会の報告を 18 番嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員  
(第二調査委員会)

第 2 号議案の調査委員会の結果について報告します。  
調査委員会を、9 月 25 日に実施いたしました。

委員長)

調査は、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私(18番嶺岸若夫委員)の3名で調査を行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が4件、贈与による規模拡大が1件、贈与による農業承継が1件、賃貸借権の設定による新規就農が1件の合計7件です。番号1番から4番までを10番佐藤千治委員から、番号5番から7番までを、17番松原菊男委員から報告します。

佐藤千治委員  
(10番)

番号1番から4番までを私から報告します。

番号1番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で116アールの農地を耕作しています。9月23日に横田清孝農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり、抵触するものはなく許可相当と調査いたしました。

番号2番は、賃貸借権の設定により新規就農するものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しました。譲受人は、養蜂の農家で平成29年から認定農業者であり、このたび農地を初めて取得することから新規就農という扱いになります。蜜源植物を栽培する予定で、草刈り機2台を所有し、耕うんは作業委託によるものです。9月20日に品川忠夫農業委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり、抵触するものはなく許可相当と調査いたしました。

番号3番と4番は関連していますので、一括して報告します。売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で84アールの農地を耕作しています。9月20日に品川忠夫農業委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

松原菊男委員  
(17番)

番号5番と6番を私から報告します。

番号5番は、贈与により農業承継を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で30アールの農地を耕作しています。申請地は農地法第3条での賃貸借がありましたので、今回農地法第18条6項の通知により合意解約ができております。9月20日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で187アールの農地を耕作し

ています。9月20日に品川忠夫農業委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく許可相当と調査いたしました。

番号7番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台、を所有し、家族3名で59アールの農地を耕作しています。9月20日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり、抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

以上、7件、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等  
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第2号議案について、許可  
することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第3条第1項の規定による許  
可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時41分)

議 長

続きまして、第3号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の  
件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員  
(第二調査委員会  
委員長)

第3号議案の調査結果について報告します。

調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝  
彦委員の4名で調査を行いました。

今回の申請は、資材置場に転用するものが1件、農業用施設に転用するものが  
2件、駐車場に転用するものが1件の合計4件です。

番号1番と2番を8番菅野則義委員から、番号3番と4番を12番佐藤とみ委員  
から報告をします。

菅野則義委員  
(8番)

番号1番は、資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振  
その他の区域です。10ha以上の広がり無く、土地改良事業施行区域外にあり、

中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田 1,581 m<sup>2</sup>を転用し、資材置場に 336 m<sup>2</sup>、重機・車両置場 6 台に 229 m<sup>2</sup>、法面に 165 m<sup>2</sup>、通路等に 851 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。なお、整備完了後は申請者が経営する土建業で利用するものです。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しております。農地区分は農用地と判断しました。第15回総会（R1.8.30）で農振の用途区分変更で承認されているものです。申請は、田 1,498 m<sup>2</sup>のうち 300 m<sup>2</sup>を転用し、既存施設 410 m<sup>2</sup>と合わせて 710 m<sup>2</sup>の農業用施設として利用する計画です。既存倉庫 130 m<sup>2</sup>、資材（もみ殻）保管庫に 42 m<sup>2</sup>、農業用倉庫に 80 m<sup>2</sup>を増築、通路等に 458 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。また、令和元年9月12日付けで土地改良区から「差支えない」旨の意見書が交付されております。なお、整備完了後は、認定農業者の㈱ハシカンライフに貸し出す予定としております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

佐藤とみ委員  
(12番)

番号3番と4番を私から報告します。

番号3番は、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあるところで、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しております。500m以内に2つ以上の公共施設又は公益的施設（免許センターと郵便局と3医療施設）があることから、第3種農地と判断しました。申請は、田 3,422 m<sup>2</sup>を転用し、駐車場 60 台に 900 m<sup>2</sup>、法面に 475 m<sup>2</sup>、通路等に 2,047 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。なお、転用整備後は2医療施設の駐車場として貸し出す予定であり、高齢者の利用が多いことから通路を広くして欲しい旨の要望により、このような計画になったものです。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。また、令和元年9月12日付けで土地改良区から「差支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地の区域です。10ha以上の広がりがあるところで、土地改良事業施行区域

外です。農地区分は農用地と判断しました。第14回総会（R1.7.30）で農振の用途区分変更が承認されているものです。申請は、田2筆1,113㎡のうち260㎡を転用し、農業用倉庫（パイプハウス）に91㎡、通路等に169㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。また、事前に農地の一部を砂利敷きにしたことに関して、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

以上、第3号議案、4件よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

（午後1時52分）

議 長

続きまして、第4号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員  
（第二調査委員会  
委員長）

第4号議案の調査結果について報告します。

調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員の4名で調査を行いました。

今回の申請は、分家住宅に転用するものが1件、農業用施設に転用するものが1件、工事用地に一時転用するものが1件、の合計3件です。番号1番と2番を14番鈴木通委員から、番号3番を、16番高橋勝彦委員から報告します。

鈴木 通委員  
（14番）

番号1番は、分家住宅に転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外であり、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、所有者の3女が分家住宅にするもので、畑390㎡のうち306.09㎡と宅地の一部43.46㎡を含めた事業面積349.55㎡を居宅59.2㎡、駐車場3台に37.5㎡、

通路等に 252.85 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。なお、同地番の残り 84 m<sup>2</sup>は農業用施設として届出済みです。(2 a 未満の農業用施設で施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定により許可不要) 用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、住宅ローン事前審査の結果通知の写しが提出されております。また、令和元年 8 月 28 日付けで開発許可申請を提出しており、開発許可協議中です。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号 2 番は、携帯電話基地局を建設するための工事用地に一時転用するもので、3 ヶ月間の使用貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、畑 2,354 m<sup>2</sup>のうち 168 m<sup>2</sup>を工事用地に一時転用するもので、基地局に 12 m<sup>2</sup>、資材置場等工事用地に 156 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画および農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。なお、工事完了後に基地局 12 m<sup>2</sup>は認定電気通信事業者の設置する中継施設として届出がなされる予定です。(施行規則第 29 条第 1 項第 16 号の規定により許可不要) 以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

高橋勝彦委員  
(16 番)

番号 3 番は、農業用施設に転用するもので、賃借権の設定によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地の区域です。10ha 以上の広がりがあるところで、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過しております。農地区分は農用地と判断しました。第 14 回総会(R1.7.30)で農振の用途区分変更が承認されているものです。申請は、農業生産組合の組合長が、田 1,134 m<sup>2</sup>を転用し、農機具格納庫(パイプハウス)に 252 m<sup>2</sup>、駐車場に 90 m<sup>2</sup>、法面に 293 m<sup>2</sup>、通路等に 499 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。また、許可を得ずに農機具格納庫を設置したことに関し始末書が提出されております。賃貸借の期間については、5 年間となっております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

以上、第 4 号議案、3 件よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

第 4 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。 第4号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時02分)</p>
議 長	<p>続きまして、第5号議案農用地利用集積計画(案)について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局 農地係長	<p>第5号議案農用地利用集積計画(案)は、令和元年10月1日に設定するものです。総数で4件、11,123㎡です。内訳は、更新が3件、新規が1件であります。本計画(案)の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので、採決します。 第5号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第5号議案農用地利用集積計画(案)については、承認と決定します。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時04分)</p>
議 長	<p>続きまして、第6号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局 農地係長	<p>第6号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)は、令和元年11月22日宮城県告示予定分です。青葉区大倉字日向地区において、今年度から機構関連農地整備事業を実施する要件として、昨年度に地区内の全ての農地を中間管理事業で機構に貸し出し、地区内の認定農業者が受け手となっていたもので、今回、当地区内で法人を立ち上げたことにより、受け手を変更するものであります。総数で、2件91,413㎡です。農地中間管理機構から設定するものです。詳細は別紙のとおりです。本計画(案)の内容は経営面積、従事日数など農業経営基盤強化</p>

促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしているものです。

以上、よろしくご審議願います。

議 長

この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問・意見なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので、採決します。

第 6 号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 6 号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)については、承認と決定します。

(午後 2 時 06 分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

協議事項(1)「総会等の日程変更について(案)」を事務局から説明願います。

事務局

— 説明 —

総会日程変更の理由としまして、11 月 27 日(水)に東京で全国農業者年金加入者セミナーが、翌 28 日(木)に全国農業委員会会長代表者集会の予定が入り、会長が不在となるため、総会及び同日に実施する各種会議の日程を全て 11 月 29 日(金)に変更する提案です。

議 長

協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がないようですので、協議(1)「総会等の日程変更について(案)」は、承認といたします。

(午後 2 時 08 分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関連からで、

(1)農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出から(5)売り渡し希望農地一覧までを事務局から報告願います。

なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

農地係長

(1)農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、1 ページに記載のとおり、番号 4040 から 4045 まで 6 件の届出がありました。転用目的の

内訳は、共同住宅への転用が3件、一般住宅への転用が2件、宅地造成への転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから8ページに記載の通り、番号5081から5108まで28件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が18件、宅地・宅地造成への転用が各2件ずつ、店舗・共同住宅・駐車場・保育園・通路・道路への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第3条の3の規定（相続）による届出については、9ページから10ページに記載のとおり2件の届出がありました。すべて相続による権利の取得となっております。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(4)農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知については、11ページに記載のとおり2件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

次に、(5)売り渡し希望農地一覧ですが、新規に売り渡しの申出が2件ありましたので、一覧表を修正しております。また、仙台市ホームページにも掲載しております。あっせんの掘り起しをよろしくお願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。

嶺岸若夫委員  
(第二調査委員会  
委員長)

質問ではありませんが、9月25日の調査委員会で農地改良届がありました。田3,000㎡を埋め立てて畑にしたいという申請です。現場を見ないと検討できないため、10月10日に現地調査をしてから判断することになりました。10月は第一調査委員会の担当ですが、この件については第二調査委員会として報告します。

大泉権吾委員  
(4番)

(4)の農地法第18条第6項通知の2番ですが、田で9月の解約では作物はどうするのですか。

事務局

農地中間管理機構関連のほ場整備をする場所で、既に測量に入っているため、今年は作付をしていない状況です。

大泉権吾委員  
(4番)

ほ場整備関連であれば、わかるよう議案書に入れてもらいたいです。

事務局

今後、情報は備考欄に入れます。

議 長

他にご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長	<p>質問等がないようです。</p> <p>次に(6)仙台市農業委員会の長町区域農地利用最適化推進委員募集（欠員補充）について、を事務局から、(7)第3回企画検討チーム会議報告(令和2年度農作業標準料金策定について)を松原企画検討チーム長から、(8)農地全域現地調査会の実施について(案)、(9)令和元年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果について、(10)新任委員の調査委員会等の所属について、を事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局 主幹兼振興係 長	<p>— 説明 —</p> <p>(6)仙台市農業委員会の長町区域農地利用最適化推進委員募集（欠員補充）について</p>
議 長	<p>次に松原企画チーム長、報告をお願いします。</p>
松原企画検討 チーム長	<p>— 説明 —</p> <p>(7)第3回企画検討チーム会議報告(令和2年度農作業標準料金策定について)</p>
農地係長	<p>— 説明 —</p> <p>(8)農地全域現地調査会の実施について(案)</p>
農地係	<p>— 説明 —</p> <p>(9)令和元年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果（修正）について</p>
主幹兼振興係 長	<p>— 説明 —</p> <p>(10)新任委員の調査委員会等の所属について</p>
議 長	<p>(6)仙台市農業委員会の長町区域農地利用最適化推進委員募集（欠員補充）について、から(10)新任委員の調査委員会等の所属について、までご質問等はございませんか。</p> <p>なければ、以上で報告事項を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時29分)</p>
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。</p> <p>(1)会長報告を私から（佐々木均会長）報告します。資料6をご覧ください。</p>
会 長	<p>(会長報告)</p>
議 長	<p>次に(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(2)事務局からの連絡事項について</p> <p>① 調査委員会にあたらぬ農業委員への議案書（予定）の事前送付について</p>

- ② ハクビシンについて
- ③ 令和元年度仙台市農業委員会視察研修会について
- ④ 農業委員会の概要（令和元年7月）
- ⑤ 名簿（令和元年9月19日現在）
- ⑥ 仙台市の農林水産物を活用した6次産業化等を支援します
- ⑦ 10月～11月の予定表
- ⑧ 他市町村農業委員会だより等（千葉市）
- ⑨ 原木しいたけ収穫祭
- ⑩ 区域活動票7枚（代表者に電子データ提出区域以外）

議 長

その他についてご意見、ご質問等はございますか。

（意見なし）

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。  
他に何かありますか。  
なければ以上で全てを終了いたします。

司会：主幹兼振  
興係長

それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。

中野会長職務  
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第16回総会を閉会します。

閉 会

（午後2時48分）